登録年月日及び登録番号	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名	特定先端大型研究施設の種別	利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地
平成二十三年九月六日 第〇〇三号	財団法人高度情報科学技術研究機構 茨城県那珂郡東海村大字白方字白根二番地の四 理事長　関　昌弘	特定高速電子計算機施設	財団法人高度情報科学技術研究機構神戸センター 兵庫県神戸市中央区港島南町七丁目一番二十六号

〇経済産業省告示第百九十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

二の二の表の㈱1 〇3002・10の項及び3002・20の項を削る。

三中「6の(1)から(5)まで」を「6の(1)から(4)まで」に改める。

三の6の(1)中「人用のもの及び」及び「厚生労働大臣又は」を削る。

三の6の(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

三の7の(6)の表を次のように改める。

	国	貨物	
一	アフガニスタン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
	アルゼンチン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ジャガランンディ、コロコロ、コドコド、ピューマ、クチビロカイマン、パラグアイカイマン、カニクイイヌ、パタゴニアスカンク、クビワペッカリー及びクチジロペッカリーに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	ボツワナ	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	エジプト	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ギリシャリクガメ、エジプトトゲオアガマ、クジャクトゲオアガマ、ニシキトゲオアガマ、サバクトゲオアガマ、チチュウカイカメレオン、アフリカカメレオン、ナイルスナボア、ヤハズスナボア及びフェネックギツネに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	インド	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種及びインドが同条約附属書Ⅲに掲げた種	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
	イスラエル	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
	ヨルダン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（クロサンゴ目、アオサンゴ科、イシサンゴ目及びクダサンゴ科に属するものに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	ナミビア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	パプアニューギニア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ラン科に属するものに限る。）	植物並びにその個体の一部及び派生物
	パラグアイ	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
	ペルー	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ラン科及びサボテン科に属するものに限る。）	植物並びにその個体の一部及び派生物
	フィリピン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（動物界に属するものに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	南アフリカ共和国	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	タンザニア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（キエリクロボタンインコに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	ジンバブエ	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
二	削除		

三の9の(3)の口中「アンドラ」の下に「、アンゴラ、バーレーン」を加え、「、レバノン」を削る。

三の9の(4)の口中「アンドラ」の下に「、アンゴラ」を加える。

三の9の(4)のハ中「アンドラ」の下に「、アンゴラ」を、「ヨルダン」の下に「、カザフスタン」を加える。

三の9の(4)のニ中「アンドラ」の下に「、アンゴラ」を、「ウズベキスタン」の下に「、バヌアツ」を加える。

三の9の(4)のホ中「アルジェリア」の下に「、アンドラ」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年九月十六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　三の9の(4)のロ、ハ及びニの改正規定（アンゴラに係る部分に限る。）　平成二十三年九月十九日

二　三の9の(4)のハの改正規定（カザフスタンに係る部分に限る。）　平成二十三年九月二十六日

三　三の9の(4)のニの改正規定（バヌアツに係る部分に限る。）　平成二十三年十月十九日

〇経済産業省告示第百九十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年九月十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5100	三谷温泉開発株式会社	愛知県蒲郡市三谷町鳶欠十四番地の四	平成二十三年六月七日から平成二十四年六月六日まで
5101	有限会社ユタカ商会	和歌山県新宮市大橋通三丁目一番地の一	平成二十三年七月十九日から平成二十四年七月十八日まで
5102	愛媛建材株式会社	愛媛県松山市三番町六丁目四番地十	平成二十三年七月二十一日から平成二十四年七月二十日まで